

第2回文化財保存活用地域計画フォーラム

「古文書からみる三春ー『三春の宝物』再発見！ー」 次第

日時 令和6年12月14日（土）

午前10時～12時

場所 三春町自然観察ステーション

1. 開 会

2. 歴史民俗資料館長あいさつ

3. 基調講演 「古文書からみる三春」

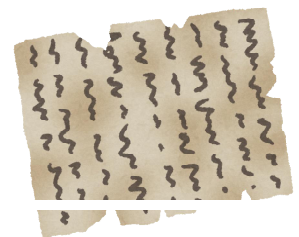
講師：小松賢司氏（福島大学 人間発達文化学類教授）

4. 質疑・意見交換

5. 閉 会

配付資料

- ・古文書からみる三春ー『三春の宝物』再発見！ー
- ・史料
- ・地域総がかりでつくる文化財保存活用地域計画
- ・三春町の文化財
- ・三春町文化財保存活用地域計画フォーラム ご意見シート



古文書からみる三春 ―『三春の宝物』再発見！―

小松賢司

(三春町文化財保護審議会委員・福島大学)

○日本近世社会＝文書主義社会

▶ 文書主義を生み出した近世社会の特質

①兵農分離と村請制

兵農分離：兵（武士）と農（百姓）を身分的にも生活空間的にも明確に分離する政策

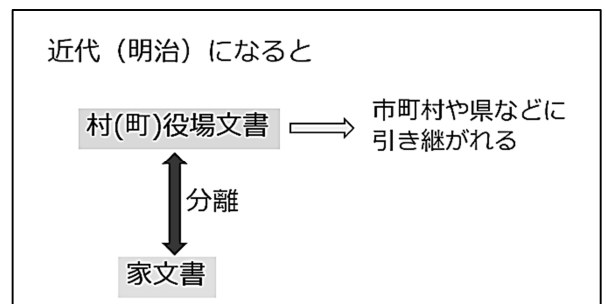
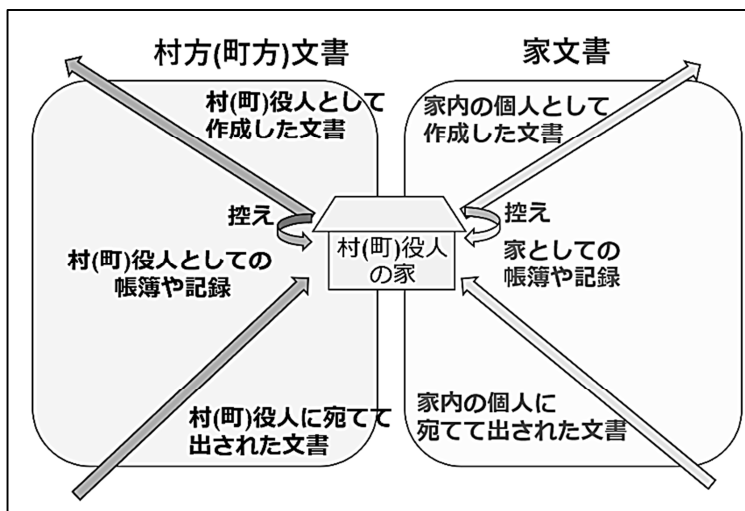
→武士は城下町に集住／百姓が住む村に武士は不在（村＝百姓の世界）

村請制：兵農分離の下で武士が百姓を支配するための仕組み。村に住む百姓の代表者である村役人（町の場合は町役人）に、支配に関する業務を請け負わせ、連帯責任制によって業務を完遂させた。一方で村の運営に武士は基本的に関与せず、百姓たちの自治にゆだねられた。

②官僚制 →引継ぎ文書、業務日誌、判例の蓄積

③商品経済の発展 →契約書・証文、帳簿、訴訟になった際の証拠

⇒特に村役人・町役人を勤めた家には大量の近世古文書が伝来する



近世期に村(町)役人を勤めた旧家には、

①近世期の村方(町方)文書

②近世期の家文書

③近代以降の家文書

の3種類が伝来する。

▶ 村請制により村役人・町役人が請け負う主な業務

- ・年貢等の徴収
- ・人別改と出生・死失・転入・転出の報告
- ・領主が出した法令等の周知
- ・村人(町人)が領主に提出する届や願書の取次ぎ
 - ・この他、藩から特別な業務を任される家もある
 - ・特に城下町の町役人は特別な業務を担うことが多い



豆腐

豆腐〔於加倍〕〔白壁に似ているからこういう〕
豆腐皮〔字波〕〔老鑑の鑑に似ているからこういう〕
豆腐粕〔木良須〕〔庖刀を用いなくとも刻んだようにな
っているからである〕

『本草綱目』(穀部造膳類豆腐〔集解〕)に次のようにいう。豆腐

は漢の淮南王の劉安が始めてつくった。大体、黑豆・黄豆・豌豆・綠豆の類はすべて豆腐にできる。その造法は次のようである。(豆を)水に浸してから破砕き、濾して滓を除去し煎じる。そして塩の鹵汁か山礬の葉、あるいは酸漿、醋漿をそこに入れると、釜の形のまゝに固まる。また缸の中へ石膏の粉を入れて固めるというものもある。大抵、鹹・苦・酸・辛のものを加えるところの場合でも固まる。その表面に凝結したものを掲げ取って晒乾し、豆腐皮と称する。上饌にもするほどの大へん佳いものである。

氣味〔甘・鹹で寒、小毒あり〕 腹部を寛げ、氣を益し、脾胃を和らげる。脹満を解消し大腸の濁氣を下す。豆腐を食べてその毒にあたったときは、菜菔の湯で薬を服用すると癒える。

△思うに、豆腐はわが国には古はなかった。いまは僧家では日用のものとなっている。造法は大豆二升を水に漬け、一晚してから糊のように碓り、そこへ水六升を入れて煮沸させる。沫ができればはじめたら油の盞一、二滴を杖の先につけて釜の中を攪きまわす。すると沫はきれいに消える。再び煮沸くのをまわって火を減く。そうしなければ焦げつく。次いですくって布袋に入れ、あと釜の中に水一升五合を入れてすぎ、合わせて搾って汁を桶に承ける。その滓を雪花菜という。汁が熱くてまだ凝まらないうちに、塩の鹵汁四分の一合をまぜ、徐々にかきまわすと、少し凝まる〔もし鹵汁が多いと豆腐は硬くなる〕。それを箱〔底に布を敷く〕に盛り入れ、石で圧す。しばらくして取り出し、冷水に入れるとでき上がる。

『和漢三才図会』18 (東洋文庫532) (平凡社1991年)より転載

長さ		〔明治以降〕
1丈	=10尺	=3.03m
1尺	=10寸	=30.3cm
1寸	=10分	=3.03cm
1分	=10厘	=3.03mm
1厘	=10毫	=0.30mm
大1里	=36町	=3.927m
小1里	=6町	
1町	=60間(歩)	=109.09m
1間	=6尺	=1.1818m

地積		〔太閤検地以降〕	〔明治以降〕
1町	=10段(反)		=9.910m ²
1段	=360歩	=300歩	=991m ²
大	=240	=200	
半(中)	=180	=150	
小	=120	=100	
1段	=10畝		
1畝		=30歩	=99.1m ²
1歩(坪)		=方6尺	=3.3m ²

容積		〔明治以降〕
1斛(石)	=10斗	=180.39ℓ
1斗	=10升	=18.04ℓ
1升	=10合	=1.80ℓ
1合	=10勺	=180.39ml

(表紙)

「 享保十四年

御薬草御用御宿入目書上帳

西六月

」

阿部友之進様御賄、御上下四人

西六月朔日之晩御献立

酒浸 鯛

汁 鯛

からすみ

竹の子

ます

わらひ

あわひ

しひたけ

よりかつほ

たで

くり

かうの物 ふり

すまし

煮物 山いも

包玉子

めし

しみこんにやく

きんこ

焼くり

引而

焼物

たなこ

かけ酒

あへ物 しゝたけ

ごま

酒

さかな

一、すりするめ

一、小くし 黒から

御くわし まんちう

干くわし

同夜

花かつほ

梅漬

温飩

こせう

御吸物

あいなめ

酒 さかな

一、重物

生ふし

竹の子

同二日朝

ふわ／＼

汁 鴨

大こん

わらひ

しめし

しそ

かうの物 ふり

めし

引而

焼物

ます

かけ酒

すまし

しゅんかん

竹の子

山いも

くしこ

しひたけ

こんぶ

かんひやう

枝さんせう

浜焼

かつほ

御吸物

くすし豆腐

川魚

酒 さかな

一、酒浸 鯛

ます

一、水貝

御くわし 干菓子

同日之晩		右之御購入目之覚并諸色入方	
すまし		一、四百五拾文	鯛三枚
平物 にしめふ	汁 すゝき	一、三百七拾五文	塩鱒貳本
竹の子	牛蒡	一、百七拾五文	鯉ふし七ツ
わらひ	ふき	一、三十五文	漬わらひ五把
かうの物 ふり	めし	一、七拾文	山いも四本
引而		一、十八文	氷こんにやく
かは焼	うなき	(中略)	
森まぜ		一、十五文	葛粉
塩あぢ		一、五十文	寒晒粉
あへ物 竹の子		一、五文	きなこ
こま		一、八文	からし
差味 生ます		一、十式文	塩
からし酢		一、四百五拾文	薪
酒肴		一、五文	松はし
一、生ふし		一、貳百拾文	茶三斤
御くわし 干菓子		一、壹貫三十四文	酒式斗三升五合
(中略)		〆六貫三百五拾文	
		白米八升四合	
		(後略)	
		一、百三十文	たまご
		一、七拾文	白はし二袋
		一、百六十五文	水油七合五勺
		一、三百六拾文	味噌九升
		一、九拾文	醤油
		一、拾四文	酢
		一、十五文	からすみ
		一、四十文	さとう
		一、拾七文	せうか
		一、百八拾文	生鱒壹本
		一、百文	鮑五盃
		一、四拾貳文	竹の子
		一、八十五文	しひたけ
		一、五拾文	玉子廿
		一、八十四文	きんこ六つ

史料2

「享保六年日記」（川又家文書J-9）

「享保八年月番記録」（川又家文書J-1）

「享保九年日記」（川又家文書J-8）

【享保6年（1721）8月4日】

八月四日、彦四郎を大綱源之進殿へ御呼被仰渡候ハ

一、新酒直段宜被仰付候処、直段二あわせて八酒不宜
と御沙汰有之候、酒入念売可申旨被仰付候、若悪敷
致商売仕候ハ、直段御下ケ可被成由二御座候間、
随分能致候様二酒屋へ触させ申候

一、豆腐屋共大豆下直二候所、ちいさく料理二成かね
候、大豆之直段相応二大キク致売候様二被仰付、以
肝煎を申付候

8月4日、（川又）彦四郎を大綱源之進殿へ御呼び、
仰せ渡されたのは（以下の通り）

一、新酒直段は宜しく仰せ付けられたところ、値段
に合わせてしまつては酒（の品質）が宜しくない
との御沙汰あつたので、酒を入念に（造つて）売
るように、と仰せ付けられた。もし悪しく造つて
商売をしたならば、値段を御下げなさるとのこと
なので、随分よく致すように酒屋へ触れさせるよ
うに。

一、豆腐屋どもは、大豆が下値であるにも関わらず
（作る豆腐が）小さく、料理に成りかねるので、
大豆の値段相応に大きく致して商売するように、
と仰せ付けられ（たので）、肝煎をもつて申し付け
るように。

【享保8年（1723）6月5日】

一、豆腐之儀、先月中孫左衛門月番之節も被仰付候所、
一切うり人無之候、弥勝手二も罷成不申、相止候哉、
若又豆ふ仕候てうり可申候哉、銘々書付候て指上候
様、五日被仰付候、肝煎共二右之趣申遣候

一、豆腐のことについて、先月中、（川又）孫左衛門
が月番の節にも仰せ付けられたところであるが、
（豆腐について）一切売り人がなく、いよいよ勝
手がよくない。（豆腐商売を）辞めるのか、もしま
た豆腐を作つて売るつもりなのか、一人一人書付
けて差上げるように、と6月5日に仰せ付けられ
たので、肝煎どもに右の内容を申し遣わした

【享保8年（1723）6月18日】

豆腐屋共書上之覚

大町 六人

一、四郎次、只今直段二て八間二合不申候付、とうふ
仕申間敷候

一、清助、御祭礼前迄、夫過候得ハ、麦小麦取仕廻申候
故、盆過方可仕候

一、助次郎、当月五日迄仕候得共、御祭礼支度故相止、
麦小麦取仕回、盆過廿日方可仕候

一、徳平、我等五人二て仕候へ共、数多出来不申候得
共、毎日仕候

一、長次右衛門、御祭礼過、麦小麦取仕廻、盆過廿日可
仕候

（中略）

惣メ 八拾三人

一、四郎次 只今の値段にては採算が合わないので、
豆腐は作りません

一、清助 御祭礼前までは（お休みします）。それを
過ぎれば、麦・小麦の収穫も終わるので、盆
過ぎからは豆腐を作ります。

一、助次郎 今月5日までは豆腐を作っていました
けれども、御祭礼の支度のためにお休みしま
した。麦・小麦の収穫が終わって、盆過ぎの
20日から豆腐を作ります。

一、徳平 私は1人で豆腐を作っており、多くは作
れませんが、毎日作ります。

一、長次右衛門 御祭礼が過ぎ、麦小麦の収穫が終
わって、盆過ぎの20日から豆腐を作ります。

【享保8年（1723）7月12日】
七月十二日

一、大町四郎次申出候八、当日上御台所江御呼、川井吉左衛門殿被仰渡候者、御用豆腐之儀、勝手二逢不申由二て相止候、然所二脇之豆腐御前御用二立不申候二付、右之通申上候得者、御相談之上、其方二被仰付候、一日二式拾挺ツ、前日指上可申候、直段三文宛二被仰付候、依之御用之儀二御座候間、御請申上候、右之趣御奉行様へ申上度罷出候

一、大町四郎次が申し出たのは（以下の通り）。
今日、上御台所へ呼ばれて、川井吉左衛門殿に仰せ渡されたのは

「御用豆腐について、（あなたは）勝手に合わない（採算が合わない）との理由で作るのを止めた。しかし、脇の（他の）豆腐では御前御用に立たないので、（あなたが）右のように申し上げたのであれば、御相談のうえで、あなたに仰せ付ける。1日に20丁づつ、前日に差し上げること。値段は3文づつに仰せ付ける」

このように仰せ渡されたので、御用のことで御座いますので、御受け申し上げます。右の趣、御奉行様へ申し上げたく（こちらへ）伺いました。

【享保8年（1723）8月26日】
廿六日

一、豆腐之儀、先達而式錢宛二相払候様二被仰付候所、頃日八あつらい豆腐のよし二て、四錢ツ、相払申候由、被仰付候をも背同前二候、向後八固以あつらい豆腐仕ましく候、尤式錢ツ、二相払申候様、又々急度可申付候旨、今日被仰付候間、六丁肝煎共召呼急度申渡、とうふや共二きかせ候様申付候

一、豆腐について、先だって、2文づつにて売るように仰せ付けられたところ、最近は「あつらい豆腐」といって、4文づつにて売っているとのこと。仰せ付けに背くも同前である。今後はまずもって、「あつらい豆腐」を作らないこと。もともと、2文づつにて売るように、またまた厳しく申し付ける、との旨を今日仰せ付けられたので、六町の肝煎どもを召し呼んで厳しく申し渡し、豆腐屋どもに聞かせるように申し付けた。

【享保8年（1723）9月26日】

豆腐商売之儀、先達而大豆下直二付而、直段式錢二申付候所、大豆直段高直二候間、四錢二申付候、古来之通大サ四寸四方、高サ式寸二可致候、右之寸法相違仕候八、過料可申付候間、其旨可相心得候、以上

右之通今日御年寄中より可申付旨、急度相守少茂相違無之様二可被申付候、尤右之寸法二違候て売候者在之候八、過料式貫文宛可為出之候、此寸法二て間二合かね候八、相止候様二可申付候

豆腐売りについて、先だって大豆下値につき、値段を2文に申し付けたところ、大豆値段が高値になつたので、4文に申し付ける。古来の通り、大きさは4寸四方、高さ2寸に致すように。右の寸法と相違していたら、過料を申し付けるので、その旨を心得るように。

右の通り、今日、御年寄中より申し付けるとのこと。必ず守り、少しも相違の無いように申し付けなさい。もともと、右の寸法に違つて売る者があれば、過料2貫文づつを出させる。この寸法にて採算が合わないのであれば、（豆腐売りを）止めるように申し付ける。

【享保8年（1723）11月25日】

乍恐以書付奉願上候事

一、豆腐之儀、寸法を以四錢二被仰付被下難有奉存候、依之寸法豆腐皆々寄合拵見申所二、存知外元二入、殊二大豆茂高直二罷成候得者、弥以渡世二不相成迷惑仕候、先達而被仰付候二も間二不合者は無用二被仰出候得共、外二渡世見替可申様も不相成者共二御座候間、何とそ御慈悲ヲ以、四寸二貳寸之寸法二御座候八、直段御上ケ被成下候とも、亦者四錢豆腐二御座候者、右寸法小ク被仰付被下候共、何分二茂渡世二罷成候様被仰付被下候八、重々難有可奉存候、以上

享保八年卯十一月廿五日

御町豆腐屋共代判	大町四郎次
右同断	代判 中町辰右衛門
右同断	代判 八幡町惣七
右同断	代判 荒町市郎次
右同断	代判 北町喜助
右同断	代判 南町佐一兵衛

御町御奉行様御披露

恐れながら書付をもつて願ひ上げます事

一、豆腐について、寸法もつて4文に仰せ付けて下さいまして、有難く存じます。これにより、この寸法の豆腐を、皆で寄り合つて拵えてみましたところ、思ひのほか元（原料）が必要で、殊に大豆も高値になつてゐるので、いよいよもつて商売にならず、迷惑しております。先だつての仰せ付けられにも、採算が合わない者は無用であると仰せ出されてはいますけれども、他に商売を替へることのできない者どもに御座いますので、なにとぞ御慈悲をもつて、4寸に2寸の寸法で御座いましたら値段を御上げ成し下されるか、または、4文の豆腐で御座いましたら、右の寸法を小さく仰せ付けて下さるか、何分にも商売になるように仰せ付けて下されれば、重々有難く存じます。以上。

覚

一、四寸二貳寸豆腐八生大豆三升、代五拾七文
一、にかり 代八文
一、薪 代拾貳文
一、あわけし 代三文
 ノ八拾文
右之通二御座候得者、拾丁二付百文二売申候へハ、式拾文宛利有之候、一日二貳箱出来申候

一、三寸貳分二高サ壹寸三分之豆腐八
生大豆壹升式合六勺、此代式拾四文

一、にかり 代三文
一、薪 代四文
一、あわけし 代壹文
 ノ三拾貳文

右之通御座候得者、拾丁二付四十文二売申候へハ、八文宛利相見へ申候、此通二御座候へハ、仕能渡世二罷成申候、但シ一日二四箱宛出来申候、以上

卯十一月

一、4寸に2寸の豆腐は
生大豆3升 代57文
一、にがり 代8文
一、薪 代12文
一、泡消し 代3文
 ノ80文
右の通りに御座いますれば、10丁につき100文で売れば、20文づつの利益があります。1日に2箱を作れます。

一、3寸2分に高さ1寸3分の豆腐は
生大豆1升2合6勺 代24文
一、にがり 代4文
一、薪 代4文
一、泡消し 代1文
 ノ32文

右の通りに御座いますれば、10丁につき40文で売れば、8文づつの利益が期待されます。この通りに御座いますれば、よい商売になります。但し、1日に4箱を作れます。以上

【享保8年（1723）12月6日】

先達而大豆下直二付、豆腐寸法古法之通四寸四方・高サ式寸二申付候処、願申出候、依之三寸五分四方・高サ壹寸五分二して直段四錢二相定申付候、然共此以後大豆各別之直段二候ハ、於其時可申付候

先だつて、大豆下値につき、豆腐寸法古法の通り4寸四方・高さ2寸に申し付けたところ、願いの申し出があった。これにより、3寸5寸四方・高さ1寸5分にして、値段4文に定め申し付ける。しかれども、これ以後、大豆が格別な値段になつたならば、その時において申し付ける。

【享保8年（1723）12月6日】

乍恐口上之覚

一、豆腐之儀、三寸五分四方、高サ壹寸五分二而直段四錢二御慈悲を以此度被仰付被成下候、皆々難有奉存候、箱之儀者、只今迄所持仕候箱、寸法不同二御座候間、十五日迄之内新に箱拵、右寸法被仰付被成下候通可仕候、以上

享保八年卯極月六日

大町	四郎次
中町	辰右衛門
八幡町	惣七
荒町	市郎次
北町	喜助
南町	佐一兵衛

恐れながら口上の覚

一、豆腐について、3寸5分四方、高さ1寸5分にて、値段4文に、御慈悲をもつてこの度仰せ付けて下さいまして、皆々有難く存じております。箱については、只今まで所持している箱は寸法も不同で御座いますので、15日までの内に新たに箱を拵え、右の寸法仰せ付けて下さいました通にします。

【享保9年（1724）5月16日】

当日寄合無之候

一、十六日御会所御用

道場町 七右衛門
北町 喜助

今日会所為賄豆腐取寄候処、被仰付候寸法と違、不調法二候、依之惣豆腐屋共過料式拾貫文可出之、以後寸法於相違二、仲間可吟味、過料不相免候、此旨御年寄中御列座二而被仰聞候、右之趣可被申渡候、以上

辰五月十六日

今日、会所での賄いのために豆腐を取り寄せたところ、仰せ付けられた寸法と違い、不調法である。これにより、惣豆腐屋ども（＝全ての豆腐屋）に過料20貫文を出させる。以後、寸法違いがあれば、仲間の取調べを行い、過料は免れない。この旨、御年寄中御列座の場にて仰せ聞かされた。右の趣を申し渡すように。

【享保9年（1724）5月18日】

一、同日伝兵衛方へ廻状うつし

今日、三郎左衛門様御登城被成候、御老中様方上り被仰付候ハ、豆腐屋とも御家中へ相調ヒ参候へハ無之由二而相払不申候、手を廻し御買候得者、町方ハ相払之由、不届二思召候、急度致吟味、たれ／＼当分商売候哉、たれ／＼相止候哉、印形取差上候様二被仰付候、依之肝煎とも招呼、急度吟味致候様二申付候

一、同日（5月18日）伝兵衛方よりの廻状写し

今日、三郎左衛門様が御登城なされ、御老中様方へ上り、仰せ付けられたのは（以下の通り）。

「豆腐屋どもは、御家中より（豆腐を）調達しに参った時には、（豆腐は）ないと言って売らないが、手を回して買えば、町方へは（豆腐を）売っているとのこと。不届きである。厳しく取調べを行い、誰々は当分商売するのか、誰々は（豆腐売りを）止めるのか、印形を取って差し出すように仰せ付けられた。」

これにより、肝煎どもを召し呼び、厳しく取調べを致すよう申し付ける。